

津市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

平成22年3月31日消防本部訓第15号

改正 平成25年3月29日消防本部訓第12号

平成29年3月29日消防本部訓第7号

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、津市消防本部の武力攻撃事態等における特殊標章等（法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別表で定める腕章、帽章、旗及び車両章をいう。

2 この要綱において身分証明書の様式は、第1号様式のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 消防長は、武力攻撃事態等において、法第16条の規定に基づき、消防長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 消防長の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 消防長は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（第2号様式）に登録し、特殊標章等を交付する。

2 消防長は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象

者からの特殊標章等に係る交付申請書（第3号様式）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳に登録した上で、特殊標章等を交付する。

（腕章及び帽章の交付）

第5条 消防長は、第3条第1号に掲げる者に対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 消防長は、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第6条 消防長は、前条の規定により、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 消防長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができる。

2 消防長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 消防長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの第4条第2項に規定する申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。

2 前項の場合において、消防長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 消防長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（第4号様式）により、速やかに消防長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚

損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の交付)

第10条 消防長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

2 消防長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 前条の規定により、身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(第5号様式)により速やかに消防長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に変更があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、消防長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、消防長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、消防長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 消防長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 消防長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、武力攻撃事態等において当該場所等が国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 消防長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用、管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに定めるところによる。

(庶務)

第19条 津市消防本部における特殊標章等の交付及び管理に関する庶務は、消防本部消防救急課が行うものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

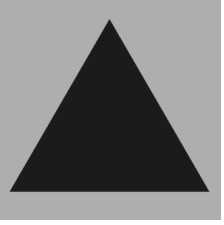
附 則 (平成25年3月29日消防本部訓第12号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日消防本部訓第7号)

この訓は、平成29年4月1日から施行する。


別表（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		① オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ② 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※ 一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例：津市消防第1号)
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示 船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

第 1 号様式 (第 2 条、第 1 0 条—第 1 3 条関係)

(表面)

(裏面)

 <p>津市消防長 Fire Chief of Tsu City</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name 生年月日/Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 有効期間の満了日/Date of expiry</p> <p>証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority</p>	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
	<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p> <p>血液型/Blood type</p>	<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>	
	印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

第3号様式（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

（宛先）津市消防長

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：（漢字） （ローマ字）	生年月日（西暦） 年 月 日
申請者の連絡先 住所：〒 電話番号： E-mail：	写 真 縦4×横3cm <small>（身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ）</small>
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身長： cm 眼の色： 頭髪の色： 血液型： （Rh因子 ）	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等（標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載）

（許可権者使用欄） 資格： 証明書番号： 交付等の年月日： 有効期間の満了日： 返納日：

第4号様式（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

年 月 日

（宛先）津市消防長

申 請 者

住 所 _____（電話 _____）

氏 名 _____ (印)

- 1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号
- 2 紛失（破損等）年月日
- 3 紛失の状況（破損等の理由）
- 4 その他必要な事項

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

第5号様式（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

年 月 日

（宛先）津市消防長

申 請 者

住 所 _____（電話 _____）

氏 名 _____ (印)

- 1 旧身分証明書番号
- 2 理由
- 3 その他必要な事項

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
- 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
- 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。